

第31回原子力災害からの福島復興再生協議会 議事録

(令和7年8月28日(木)開催)

復興庁

第31回 原子力災害からの福島復興再生協議会

議事次第

日 時：令和7年8月28日（木）12:30～14:30

場 所： ウィル福島 アクティおろしまち

- 1．開会、挨拶
- 2．国からの説明
- 3．県からの説明
- 4．意見交換
- 5．閉会

1. 開会、挨拶

○興水復興副大臣 それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第31回「原子力災害からの福島復興再生協議会」を開催いたします。

本日進行を務めます復興副大臣の興水恵一でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、会議の開催に当たり、議長であります伊藤復興大臣から皆様に御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○伊藤復興大臣 復興大臣の伊藤忠彦でございます。

本日は御多用の中、本協議会に御参集をいただき、誠にありがとうございます。感謝を申し上げます。

今年6月に閣議決定されました復興の基本方針においては、次の5年間は復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、特に福島の復興・再生について、国としてあらゆる知恵と力を結集し、総力で実行していかなければならないとしております。前回のこの協議会で、内堀知事から、現場主義、そして、責任完徹というお話をいただきました。我々も同じ思いであります。福島の復興なくして東北の復興なし、東北の復興なくして日本の再生なしという決意の下に、引き続き被災地に寄り添いながら福島の復興・再生に全力で取り組んでまいります。

特に第3期復興・創生期間の初年度となる来年、令和8年度予算等の検討がこれから年内、本格化していく重要なタイミングをむかえております。関係者の皆様ともよく連携をさせていただきながら、予算の確保等に責任を持って取り組んでまいり所存でございます。本日は、忌憚のない御意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願いをいたします。

私からは以上です。ありがとうございます。

○興水復興副大臣 続きまして、小泉農林水産大臣から御挨拶を申し上げます。

○小泉農林水産大臣 農林水産大臣の小泉進次郎です。以前は環境大臣として法定協議会に出席をさせていただきましたが、また皆さんとお会いできましたこと、しっかりと農水大臣としての責任を果たし、復興を前に進めてまいりたいと思います。

私は大臣就任後、6月15日、いわき市において福島県漁連会長をはじめとする漁業関係者の皆さんと意見交換を行いました。そして、浪江においては福島高度集成材製造センター（FLAM）を視察するとともに、林業関係者の皆さんと意見交換を行いました。南相馬市や福島市においては米農家の皆さんと意見交換を行い、二本松市においては西谷棚田の視察を行い、復興状況を確認しました。

また、本日午前中には、福島市において米農家の皆さんと意見交換を行いました。先週8月21日には大阪関西万博を訪れまして、FLAMで製造された集成材を使った大屋根リングを視察し、深く感銘を受けたところです。

福島県では地域ごとに様々な課題があるため、規模拡大や付加価値向上など、意欲的な取組を拝見し、福島県には大きなチャンスがあると改めて実感をしています。

また、8月11日には韓国の外交部長官及び農林畜産食品部長官と直接会談し、日本産水産物の輸入規制の撤廃に向けて日本産食品の安全性を取り上げたところであります。日本産食品に対する科学的根拠に基づかない輸入規制の早期撤廃を引き続き強く働きかけてまいります。

この協議会において皆様からいただく御意見・御指摘をしっかりと受け止め、福島県の農林水産業が再び地域の誇りとなるよう、そして、次世代を担う若者たちに希望を託せる産業として力強く復興・再生するよう全力で取り組んでまいります。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○興水復興副大臣　続きまして、武藤経済産業大臣から御挨拶を申し上げます。

○武藤経済産業大臣　経済産業大臣の武藤でございます。よろしくお願いします。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、14年5か月以上にわたり多大な御迷惑・御心配をおかけしていることに改めてこの場を借りてお詫びを申し上げます。福島の復興は一刻の遅滞も停滞も許されません。引き続きこの思いを胸に福島の復興に全力で取り組んでまいります。

まず、ALPS処理水につきまして、今月24日に海洋放出開始から2年が経過しました。一昨日、26日に開催しました関係閣僚等会議においても、政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組むという方針の下、安全確保、国内外への情報発信、輸入規制措置への対応、なりわい継続支援などに取り組んでいくことを確認いたしました。

廃炉については、燃料デブリの試験的取り出しや大規模取り出しに向けた準備工程の具体化など、重要な前進が見られています。引き続き安全確保を第一に、地域との共生に向けた取組もさらに進め、廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進めてまいります。

また、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むという決意の下、まずは2020年代にかけて帰還意向のある住民の方々が帰還できるように取組を進めてまいります。

産業復興の新たな羅針盤として福島イノベーション・コースト構想の青写真を6月に改定・公表しました。ここに示した絵姿の実現に向け、イノベ構想をより身近に感じられるよう、県や地方自治体、関係機関と一体となって産業基盤の構築を進めてまいります。

報告でありますけれども、先般、経産省でふくしま復興フェアを引き続いてやらせていただきました。前回より2倍近くの売上げを出させていただきました。皆様の大変すばらしいものが評価をされて今回のものにつながっておりますので、引き続き頑張っていきたいと思っております。1日も早い福島復興に向けて、最後まで国としての責任を果たしてまいります。

以上であります。

○興水復興副大臣　続きまして、浅尾環境大臣から御挨拶を申し上げます。

○浅尾環境大臣　環境大臣の浅尾慶一郎です。どうぞよろしくお願いいたします。

御参集の皆様には、日頃の福島の復興・再生に向けた御尽力に厚く御礼を申し上げます。

特定帰還居住区域については、避難指示解除に向けて地元の御意見をよく伺いながら、引き続き迅速かつ着実に除染や家屋等の解体を進めてまいります。除去土壌等の県外最終処分については国としての約束であります。残された重要な課題でもあります。

閣僚会議において5月に福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針を策定し、8月26日にはロードマップを取りまとめました。

また、首相官邸での復興再生利用に続き、霞が関の中央官庁の花壇等における復興再生利用についても来月から順次施工することとしております。基本方針やロードマップに基づき、県外最終処分の実現に向けて政府一丸となって取り組んでまいります。

ALPS処理水の放出については、環境省では海域モニタリングを実施しております。引き続き客観性、透明性、信頼性の高いモニタリングを徹底し、結果を国内外に分かりやすく発信し、風評対策にも貢献してまいります。

福島の復興はこれからも環境省として最重要の課題であります。引き続き全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○輿水復興副大臣 続きまして、青木内閣官房副長官から御挨拶を申し上げます。

○青木官房副長官 内閣官房副長官の青木一彦でございます。福島の復興・再生に御尽力されている関係者の皆様に心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げたいと存じます。本当に心からの言葉でございます。

福島の復興・再生は政府の最重要課題です。6月に閣議決定した復興の基本方針を踏まえ、復興に向けた様々な課題について、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意で総力を挙げて取り組んでまいります。

また、除去土壌等の県外最終処分の実現に向け、一昨日に復興再生利用等に関する閣僚会議を開催し、ロードマップを策定いたしました。先月に首相官邸で実施した復興再生利用の事例に続いて、霞が関の中央官庁でも9月から実施するなど、各府省庁での取組を加速化してまいります。

さらにALPS処理水の海洋放出開始から2年が経過いたしました。政府といたしましては、ALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組むという方針の下、引き続き必要な対策を実施していくとともに、安全かつ着実な廃炉に向けて国としても最後まで責任を持って対応してまいります。

福島の復興・再生に向けて政府一丸となって全力で取り組んでまいります。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○輿水復興副大臣 続きまして、福島県、内堀知事から御挨拶をお願いいたします。

○内堀福島県知事 福島県知事の内堀雅雄です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

伊藤復興大臣、小泉農林水産大臣、武藤経済産業大臣、浅尾環境大臣、青木内閣官房副長官をはじめ、関係の皆さんには、日頃から、福島の復興・再生に多大なる御尽力をいただいております。皆さんに心から感謝を申し上げます。

震災と原発事故から14年余りが経過をする中、避難地域では特定帰還居住区域において

除染等の取組が進められるなど、福島復興・再生の歩みは着実に前進しています。

一方で、今なお多くの県民の皆さんが避難生活を続けておられるほか、避難地域における生活環境の整備、被災者の生活再建、風評と風化の問題に加え、復興の進捗に伴って生じる新たなニーズへの対応など、本県はいまだ多くの困難な課題を抱えています。

国におかれましては、福島復興の大前提である廃炉作業の安全かつ着実な実施をはじめ、帰還困難区域の除染や除去土壌等の県外最終処分、使用済燃料の確実な県外搬出、ALPS処理水の海洋放出など、原子力災害に伴う様々な課題に対し、最後まで責任を持って取り組んでいただく必要があります。

こうした中、6月に閣議決定された復興の基本方針において、第3期復興・創生期間における取組の方向性と、必要となる事業規模や財源が示されました。大臣をはじめ、関係の皆さんの御尽力に、改めて御礼を申し上げます。

引き続き、新たな基本方針に基づき、現場主義を徹底し、地域の声を丁寧に聞きながら、令和8年度予算はもとより、その後も切れ目なく安心感を持って復興への挑戦を続けていくために必要となる財源や、復興を支える制度をしっかりと確保していただくようお願いいたします。

本日は、避難地域の復興・再生、風評・風化対策の強化、福島イノベーション・コースト構想の推進など、福島の復興をさらに加速させるために必要不可欠な予算等について、具体的な要望をさせていただきます。

福島の復興・再生に向けた課題は、現在進行形で生じており、中長期にわたる継続的な取組が必要であります。県としても、県民の皆さんが復興を実感し、未来に夢・希望を持っていただけるよう、全力で取組を続けてまいります。

結びに、最前線で復興に取り組んでおられる県民の皆さん、そして市町村長、各団体・事業者の皆さんの声を真摯に受け止め、一層、御尽力いただくことをお願いし、私からの冒頭の挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○輿水復興副大臣 ありがとうございました。

それでは、報道関係者の皆様はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

2. 国からの説明

○輿水復興副大臣 それでは、本日の議事に移らせていただきます。

本日は、国側、県側から、それぞれ意見交換を行います。なお、本日は御多忙の折、会

議終了後に御予定が入っている出席者の方もおられると伺っており、毎回御協力をいただいているところでございますが、今回も円滑な議事進行に御協力を賜りますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、福島復興・再生に向けた取組状況について、事務局から御説明いたします。

○復興庁 最初に復興庁から御説明いたします。資料1を御覧ください。

1 ページにある7項目について取組状況を御説明いたします。

2 ページ、1つ目、本年6月に復興の基本方針を閣議決定しました。右下の復興を支える仕組み等のところにありますように、第3期復興・創生期間は今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保することとしており、具体的には5年間の事業規模は1.9兆円程度、うち福島県は1.6兆円程度の見込みとしています。復興に必要な事業を継続するとともに、より使い勝手がよく効果的な事業となるように制度の改善も図ってまいります。第3期の初年度となる来年度予算について必要な予算を十分に確保できるように概算要求を行うとともに、基本方針に基づいて福島復興局の体制整備についても要求してまいります。

3 ページ以降で帰還困難区域について拠点区域を設定している各市町村の復興状況、特に前回2月からの進捗を中心に御説明します。

3 ページ、大熊町では、3月に大野駅西口に産業交流施設、商業施設がオープンするなど、新しいまちづくりが始まっております。

4 ページ、双葉町では、今月、震災後、町内初のスーパーが開店し、住民の利便性の向上が期待されています。

5 ページ、富岡町では、5月に富岡ワイナリーがオープンするなど、にぎわいづくりに取り組まれています。

6 ページ、浪江町では、末森地区で競争馬育成施設が着工したほか、営農再開に向けた動きも進められています。

7 ページ、葛尾村では、3月に土地活用スキームを活用した避難指示解除が行われ、風力発電事業が開始されています。

8 ページ、飯舘村では、5月に避難指示解除後、初の営農再開となる稲の作付けが行われ、また、ドラッグストアもオープンしました。

9 ページ、拠点区域外の特定帰還居住区域については、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町が2回目の帰還意向調査を実施し、浪江町については3月に対象区域を追加する区域計画の変更を認定しました。また、左下にありますように、南相馬市は3月、葛尾村は7月に区域計画を認定いたしました。引き続き2020年代をかけて希望される住民の皆様が帰還できるよう、避難指示解除に向けた取組を進めてまいります。

11ページ、F-REIであります。右のほうにありますように、段階的に直営の研究グループによる研究体制に移行しております。これまでに、下にありますように、15の研究ユニットが立ち上がりました。

12ページ、左上、地元の経営者や首長の皆様との対話を通じた地域ニーズの把握、右上にありますように、学校でのセミナーや出前授業を通じた人材育成などにも取り組んでいます。一番下にありますように、この4月にはロボットテストフィールドをF-REIに統合しました。

13ページ、令和12年度までの順次供用開始を目指し、今年春から施設整備に着手しております。次の14ページの絵が完成イメージとなります。

15ページ、イノベ構想につきましては、6月に、復興庁、経産省、福島県の三者で産業発展の青写真を改定しました。中身は後ほど経産省から説明がありますが、今後、分科会を年1回程度開催し、フォローアップしてまいります。

16ページ、これは御参考までですが、復興庁が自治体の課題・お悩みをお聞きし、民間企業とマッチングする浜通りリビングラボという取組も行っております。

17ページ、令和3年度から移住・定住施策を本格化していますが、12市町村への移住者数は、ここにありますように着実に積み上がっています。

次の18、19ページでは、各市町村の精力的な取組を御紹介しておりますので御覧ください。窓口の開設、情報発信、体験ツアーなどでございます。

20ページ、最後に、風評払拭、情報発信についてです。この4月、風評対策タスクフォースにおいてリスクコミュニケーションや情報発信の施策パッケージを取りまとめました。これらを活用し、上の4つ目の○に書いておりますが、除去土壌の復興再生利用の必要性・安全性等に係る情報発信を展開してまいります。

最後のページ、大阪関西万博でございます。この機会を捉えて5月下旬「東日本大震災からのよりよい復興」展示を経済産業省と連携して開催いたしました。のべ4万8000人に来場いただき、力強く復興しつつある被災地の姿や地域の魅力を世界に向けて発信しました。

以上であります。

○興水復興副大臣 次に、福島の復興・再生に向けた農林水産省の取組につきましてお願いいたします。

○農林水産省 農林水産省でございます。資料2を御覧ください。福島の復興・再生に向けた農林水産省の取組を御説明します。

まず、農業について、1ページの左下にあります、被災12市町村の営農再開面積は、令和6年度末に9,145ヘクタールと着実に進捗しております。しかし、その進捗には地域ごとに差があり、取組を加速化していく必要がございます。

2ページ、圃場の大区画化を進め、福島特措法などを活用し、担い手への利用集積に取り組んでいるところです。この結果、大規模かつ効率的に営農を行う法人が徐々に増加している状況でございます。

続きまして、市町村の枠を超えた広域的な産地づくりに向けて、需要のある甘藷や加工野菜などについて、生産と加工が一体となった取組を進めているところでございます。ま

た、12の各市町村に13名の職員を派遣し、各地域の実情に即したきめ細やかなサポートも行っているところです。

3 ページ、担い手の育成・確保も大きな課題の一つです。相談会や研修などの取組、外部からの新たな担い手の参入促進に向けた支援を実施し、徐々に成果を上げてきております。

右側ですけれども、福島国際研究教育機構などにおきまして、次世代スマート農業技術や地力回復技術などの先端的な技術の開発や実証も進めております。

4 ページ、森林・林業についてです。左の下ですけれども、森林の空間線量率は低下しておりますが、土壌中などにはまだ多くの放射性物質が滞留しております。また、菌床しいたけの生産量は回復していますが、原木しいたけの回復は10%程度となっております。

5 ページ、帰還困難区域の森林整備の再建に向けまして作業ガイドラインの作成など、条件整備を進めております。また、しいたけ等原木林の計画的な再生に向けたプロジェクトの推進、福島県産材の活用の促進、特用林産物の出荷制限の解除に向けた取組を進めているところです。

7 ページ、水産業について説明します。左の表でございますが、令和6年の沿岸漁業の水揚げ量が震災前と比べて26%にとどまっております。引き続きがんばる漁業復興支援事業などにより水揚げ量回復に向けた取組を後押ししてまいります。

8 ページ、新規事業者の確保・育成の強化、種苗生産放流といった生産対策、大型量販店を活用した販売促進など、加工・流通・消費の各段階における取組を推進していきます。

9 ページ、最後に風評払拭でございます。引き続き関係省庁と連携しながら、食品中の放射性物質に関する情報発信などを行うとともに、福島県産品のブランド化や産地間の競争力強化を図るため、国内外での販売促進等の取組を支援してまいります。

10ページ、ALPS処理水の海洋放出に伴い導入された規制に関しまして、6月29日に中国政府が輸入解禁に関する公告を発出し、日本輸出関連施設の再登録の手続が行われているところでございます。しかしながら、中国や韓国など6つの国・地域で輸入規制が継続されておりまして、その撤廃に向け、引き続き政府一体となって働きかけを行ってまいります。

以上です。

○興水復興副大臣 次に、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉、汚染水・処理水対策及び避難指示解除、産業復興の状況について、原子力災害対策本部及び経済産業省から説明をいたします。

○経済産業省 それでは、資料3に基づいて説明いたします。

1 ページ、廃炉・避難指示解除の状況、産業復興に向けた取組について説明をさせていただきます。

2 ページ、廃炉の状況でございます。燃料デブリを大規模に取り出すための工法につきましては、本年7月29日に公表させていただきました。工程の一部が初めて具体化される

重要な前進だと思っております。引き続き安全確保最優先で作業を進めてまいります。

3 ページ、先ほどの準備工事につきましては、一定の想定の下で12年から15年程度を要する見込みでございます。今後、1～2年程度の現場調査を含め、さらに工程を精査してまいります。

4 ページ、ALPS処理水の海洋放出とタンク解体の状況でございます。この月曜日、8月25日、本年度3回目、通算14回目の放出を完了しております。これまでの結果、IAEAの評価を含めまして、ALPS処理水の海洋放出が安全であることが確認されております。

右下、タンクの解体状況でございますけれども、ALPS処理水の放出が完了した区域のタンクにつきましては解体を行い、この区画にデブリ取り出し用の関連施設の設置を行うことを予定しています。

5 ページ、ALPS処理水の海洋放出と中国による日本産水産物の輸入規制でございます。先ほど農水省さんからも御説明がございましたとおり、下の2つ目の矢羽根を見ていただきますと、6月29日、中国が一つの動きを開始いたしました。引き続き中国に関しましては残された10都県産の水産物輸入規制の撤廃、また、韓国、ロシア等につきましても、引き続き日本産水産物の輸入規制の撤廃を強く求めてまいります。

6 ページ、長期にわたる廃炉作業を持続するためには、人材や産業の育成、廃炉を通じた経済効果の地域への浸透、廃炉現場の視察機会の拡大等を通じた情報発信が必要でございます。右のグラフを見ていただきますと、これは1Fの視察の数でございますが、2025年度は2万1000人、これを3万人ぐらいに増やしていくことを考えております。これによって、地域との共生に向けた取組をさらに進めてまいります。

7 ページ、特定帰還居住区域、帰還意向調査の実施状況でございます。先ほど復興庁さんに御説明いただいたとおりでございます。

8 ページ、真ん中の右のほうに図がございますけれども、飯舘村におきましてはたい肥製造施設、これを土地活用に向けたスキームを用いまして避難指示解除を進めました。こういった地域資源を活用した避難指示解除、復興につなげる取組を進展しているものでございます。

9 ページ、立入規制緩和でございます。飯舘村、浪江町、双葉町におきまして、立入規制の緩和を実施、若しくは実施する方向で現在調整中でございます。もちろん住民からの御要望・御意見を踏まえた形で、町村との調整を踏まえた上で実施していく流れでございます。

10 ページ、真ん中辺りの黄色を見ていただければと思いますが、認定特定帰還居住区域内におきまして、準備宿舎、これは外縁除染済みの地区につきまして、自宅への宿泊希望があったことから、準備宿泊制度の運用を見直すということを実際に浪江町にて進めているところでございます。

11 ページ、その他の帰還困難区域活動の自由化、また、自家消費食品の摂取制限の見直しにつきまして、今後、関係者間の検討を進めていくという状況でございます。

12ページ、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業発展の青写真でございます。本年2月、この場におきまして、青写真改定に向けた課題・方向性を提示・議論いただきました。その後、5月のイノベーション・コースト構想推進分科会、6月の改定・公表、また、6月の復興基本方針への組み込みといったことを進めさせていただきまして、これまで以上に今後改定された青写真に基づき、地元自治体で今以上に連携した共創的コミュニティの形成、面的なサプライチェーンの構築、また、一貫した支援体制を整備しまして復興施策を柔軟に力強く推進してまいります。

13ページ、6分野ごとの取組の方向性でございますが、その次の参考資料の15ページを御覧ください。15ページがツールド福島のお案内であります。来週、まさに9月6日、7日に、ツールド福島をさせていただきます。浜通り地域など、15市町村と連携してもらおう取組でございます。ぜひツールド福島にも足を伸ばしていただければと思います。

以上であります。

○興水復興副大臣 次に、被災地の復興・再生に向けた環境省の取組について、環境省からお願いします。

○環境省 お世話になります。資料4を御覧ください。

1 ページ目、帰還困難区域における取組でございます。帰還困難区域における除染、家屋の解体等につきましては、特定復興再生拠点については、引き続き地元の御意見を伺いながらフォローアップ除染等を実施してまいります。

特定帰還居住区域につきましては、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市、葛尾村の6市町村におきまして、引き続き除染等の取組を進めてまいります。

2 ページ目、中間貯蔵施設につきましては、大変重い決断を大熊町、双葉町、福島県にいただきまして受け入れていただいたものでございます。本年6月末時点で約1400万 m^3 の土壌等を搬入しております。引き続き安全第一で取り組んでまいります。

3 ページ目、福島県内で発生した除去土壌について、中間貯蔵開始後、30年以内に県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと規定されておるところでございます。県外最終処分の実現に向けて設置いたしました閣僚会議におきまして、今年の5月に6ページ目にございます基本方針を策定し、8月26日、一昨日であります、7ページにございますロードマップを取りまとめたところでございます。

この基本方針とロードマップなどに基づきまして、首相官邸での復興再生利用に続きまして、霞が関の中央官庁での利用などにつきまして順次施工し、本庁舎、地方支分部局、所管法人等への取組の拡大を進めてまいります。

また、県外最終処分に向けましては新たに有識者会議を設置いたします。除去土壌等の減容や最終処分に関しまして専門的知見を活用し、検討を行ってまいります。

さらに復興再生利用の必要性・安全性等に対する理解醸成に向けまして、ポスターやSNS等を通じ、情報発信や中央官庁等での復興再生利用の現場を活用した取組などを行ってまいります。

続きまして、4 ページ目、総理大臣官邸での復興再生利用について取りまとめたものでございまして、皆様も官邸に行かれる機会がある際には、ぜひ見ていただければと思います。よろしくお願いいたします。

5 ページ目、冒頭、浅尾大臣から述べられましたように、環境省ではALPS処理水に係る海域モニタリングを実施しております。分析の結果では、人や環境への影響がないことを確認しております。この結果は全て環境省のウェブサイトやSNSを通じまして、速やかに情報発信を行っています。環境省といたしましては、引き続き客観性・透明性・信頼性の高いモニタリングを徹底し、結果を国内外に分かりやすく発信してまいります。

引き続き2045年までの県外最終処分に向けて全力で進めてまいります。

以上でございます。

3. 県からの説明

○興水復興副大臣 次に「令和8年度ふくしま復興・創生に向けて」につきまして、福島県内堀知事から説明をお願いいたします。

○内堀福島県知事 皆さん、資料5-2の1ページをお開きください。

1 ページ、避難地域の復興・再生について。

避難地域においては、いまだ避難指示区域が存在しています。また、避難指示が解除され日々復興に取り組んでいる自治体においても、ステージに応じた新たな課題に直面しています。引き続き、被災地に丁寧な寄り添い、地域の状況に応じたきめ細かな対応が必要です。

住宅、子育て・買い物環境の整備・充実、被災自治体への人的支援の継続、移住・定住の促進、交流・関係人口の拡大等に向けた支援を行うほか、福島再生加速化交付金など必要な予算の確保や新たな課題等に対する制度の拡充をお願いします。

2 ページ、農業の復興・創生については、営農再開と競争力のある産地化に向けた取組をハードとソフトの両面から一体的に推進する必要があります。特定復興再生拠点区域においては、継続して拠点づくり等に向けた支援が必要です。また、特定帰還居住区域においては、帰還意向のある全ての住民が1日も早く帰還できるよう、国は住民の個別の事情や地元自治体の意向を十分に踏まえながら、早期の避難指示解除に向けて責任を持って取り組む必要があります。

残された土地、家屋等の扱いや森林・農村の保全などの課題について、国は地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、最後まで責任を持って取り組んでください。

また、商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業の十分な予算の確保、教職員の加配措置の継続と教育相談体制の充実、帰還困難区域の森林作業におけるガイドラインの早期

策定をお願いします。

3 ページ、避難者等の生活再建について。

帰還した住民の幅広い医療ニーズに対応するため、中長期的な医療提供体制の再構築に取り組む必要があります。

避難生活の長期化のほか、帰還後も生活環境やコミュニティの変化などにより、抱える不安や悩みは複雑化・個別化していることから、被災者の実情を踏まえた柔軟な取組が重要です。

双葉地域における中核的病院の整備や人材確保等に必要な予算の確保に加え、被災者の心のケアへの支援やNP0等によるコミュニティ形成支援等の取組の継続などをお願いします。

4 ページ、風評払拭・風化防止対策の強化について。

原子力災害の影響による風評は、現在進行形でいまだ根強く残っています。

また、年月の経過とともに本県に対する関心が低下するなど、風化も進行しています。長期間にわたる廃炉において新たな風評が生じる懸念もあるため、継続して風評・風化対策に取り組む必要があります。

ALPS処理水の処分については、安全確保の徹底、国内外への正確な情報発信などに責任を持って取り組んでください。

風評払拭・風化防止に必要な財源の確保とともに、消費者の安全・安心の確保に向けた取組や、農林水産物の産地競争力の強化等に向け、戦略的な販路回復・拡大、生産体制の構築のための十分な予算確保をお願いします。

観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援や、環境創造センターへの支援をお願いします。

5 ページ、福島イノベーション・コースト構想の推進について。

イノベ構想のさらなる推進のため、新たな青写真に基づき、「地域の稼ぎ」、「日々の暮らし」、「担い手の拡大」の視点を重視し、重点6分野に係るさらなる実用化開発や産業集積に取り組む必要があります。

毎年度、イノベ構想推進分科会を開催し、新たな青写真に基づく取組をしっかりとフォローアップするなど、関係者が連携して本構想の一層の推進を図り、その効果を県全体に波及させることが重要です。

重点6分野における各取組や実用化開発等の取組をさらに推進するための予算確保、面的サプライチェーンの構築、スタートアップやその支援者等呼び込む施策のさらなる充実、構想を牽引するトップリーダー等の育成などをお願いします。

6 ページ、交流人口・消費の拡大や拠点の運営等への継続的な支援が必要です。

福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進に向けては、関係省庁が連携した総合的・安定的な支援をお願いします。

7 ページ、地域産業の再生及び新産業の創出について。

本県全域の産業復興に向け、地域産業の再生と新産業の育成・集積、雇用創出などに多面的に取り組む必要があります。

農林水産業の再生に向けた必要な予算の確保と、新たな担い手の確保・育成を図ることが重要です。

福島新エネ社会構想の実現、水素先進県の実現に向けた支援が必要です。

また、被災求職者に向けた支援や企業立地補助金の十分な予算の確保と地域の実情に応じた運用をお願いします。

8 ページ、インフラ等の環境整備、除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の推進等について。

除去土壌等の県外最終処分に向けたロードマップにおいて、おおむね2035年を目途に県外最終処分場の候補地選定等を行うことが明記されたことは一定の前進であります。しかし、候補地選定後の最終処分場の用地取得、建設、運搬等の具体的なプロセスやスケジュールが明確に示されておりません。依然として、中間貯蔵施設の立地町をはじめ、県民の皆さんが県外最終処分実現の見通しを実感できない状況にあります。県外最終処分は、法律に定められた国の責務である約束の2045年3月までに必ず実現させなければなりません。県外最終処分に向けた2045年3月までの具体的な工程を速やかに明示し、政府一丸となって最後まで責任を持って対応してください。

復興を支える拠点間を結ぶ道路ネットワークの強化、砂防施設や河川の整備等に必要な予算の確保をお願いします。

また、復興祈念公園の利活用促進や避難地域における地域公共交通ネットワーク構築の支援等をお願いします。

最後に9 ページ、福島の復興・創生に向けた中長期的な対応について。

福島の復興・再生は今後も中長期にわたる長い戦いであり、課題は現在進行形で生じています。

復興のステージが進むにつれ新たな課題やニーズが顕在化しており、引き続き、被災地に丁寧に取り組み、地域の状況に応じたきめ細かな対応が重要です。

次の5年間は、福島イノベーション・コースト構想や福島新エネ社会構想をさらに発展させながら、避難者の帰還、生活環境の整備や産業・なりわいの再生等の取組を一層進めなければならない極めて重要な期間であり、これまで以上に力強い取組が必要です。

このため、地元の声を丁寧に聞きながら復興需要を把握するとともに、現下の物価高騰等の状況も的確に反映した上で、復興の基本方針等に基づき、復興特別会計等による予算措置を継続し、中長期にわたり切れ目なく安心感を持って復興への挑戦を続けるために必要となる十分な財源と枠組み、税制特例をはじめとした復興を支える制度を確実に確保するようにをお願いします。

特に、第3期復興・創生期間の初年度となる令和8年度予算の十分な確保が極めて重要です。

「福島復興は内閣の最重要課題」とされており、政府において決して震災を風化させることなく、復興庁が復興の実現に向けた司令塔機能や予算を含めた総合調整機能をしつかりと発揮し、国の社会的責任の下、国が前面に立って最後まで取り組むことが必要です。

引き続き、現場主義を徹底し、国、県、市町村、関係団体等が一体となり、福島の復興・創生に向けた取組を県内全域にわたり中長期的に推進することが不可欠です。

私からは以上です。

4. 意見交換

○興水復興副大臣 ありがとうございました。

それでは、御出席の皆様にご議論をいただければと思います。誠に勝手ながら出席者名簿の下から順番に御指名させていただきます。なお、発言につきましては、お一人3分以内をお願いいたします。

それでは、初めに、福島県農業協同組合中央会、原代表理事長、お願いいたします。

○原会長 御指名をいただきましたJA福島中央会の原でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。3点に絞ってお話をさせていただきます。

第1点、第3期の復興・創生についてであります。JAグループ福島では、この5年間、営農可能面積の75%、面積で1万1342ヘクタールを目標として、農業の復興・創生に県と一緒に取り組むということで計画をしております。生産効率の高い農業経営の確立を目指した農地の大区画化、あるいはスマート農業の積極的導入、また、国内生産の拡大が期待される麦、大豆、飼料作物の生産拡大に取り組むということで計画をしております。政府が6月に示した政府基本方針改定案に基づき、被災地域の営農再開の加速化と広域産地形成に向けた支援を着実に実行いただきたいということが1点になります。

続きまして、担い手の確保並びに労働力対策であります。大きな課題となっているのは担い手が不足しているという状況であります。先ほど担い手の報告をいただきましたが、まだまだ足りている状況ではないということでもあります。JAグループとしましては、福島型トレーニングファームということで、生産部会員が後継者を育てる仕組みをJAで積極的に取り入れるということで取組をしておりますが、被災地域にあっては、なかなか指導者もいない状況にあります。ぜひ人手を確保、あるいは研修機関のさらなる充実をぜひお考えいただきたいということでもありますし、労働力不足を補うために、先ほどのF-REIの報告にもございましたが、労働力を必要とする収穫、調整、出荷等の作業に、早くロボット等に対応できるように、F-REIとしての成果を出していただけるような取組をぜひともお願い申し上げたいと思います。

3点目、廃炉の処理と風評、賠償の適切な実施という部分であります。廃炉に向け、JAグループも風評払拭であったりという取組をしておりますが、それがまた風評に結びつく

ような作業の間違い等は絶対に起こさないでいただきたいという部分であります。ぜひ正確に、迅速に、廃炉処理に向けて東京電力を御指導いただきたいという部分と、万が一、風評が発生した場合には、生産者にしっかりと寄り添っていただいて、損害賠償の定めに従って適切に実施いただくことをぜひお願い申し上げたいと思います。

私からは以上です。

○興水復興副大臣 続きまして、福島県商工会議所連合会、渡邊会長、よろしくお願いします。

○渡邊会長 福島県商工会議所連合会の渡辺でございます。私のほうからは4点、お願いをしたいと思います。

一つは、先ほどからお話がありました第3期復興・創生期間における2026年度から新しい5年間の位置づけがなされますが、復興に向けた課題を解決するため、大変重要な期間と考えております。我々事業者としては復興支援策を活用しながら、被災施設の復旧、サプライチェーンの回復に懸命に取り組んでおりますが、根強く残る風評と風化、コロナ関連の借入金返済、原材料価格の高騰、賃上げによる経営圧迫など、また、人手不足など、様々な要因から厳しい局面が続いております。これからもこの予算措置の確実な執行をよろしくお願いいたします。

続きまして、ALPS処理水についてでございますが、今、懸命に努力、成果も上がっておりますけれども、一部の国で本県の食品に対する輸入停止措置がいまだ継続されておまして、これは福島県だけではなくて、宮城県とか、隣接された太平洋側の各県からも非常にこれに対しての解決を根強くお願いしたいと思っております。

3番目、福島イノベーション・コーストでございますけれども、これはいろいろな形で今県内各地域へ波及する重要性が取りざたされておまして、企業立地補助金、税制優遇、雇用創出の取組といった事業所を後押しする制度が適切に確保・維持されることを要望いたします。

最後に人の問題でございます。実は小規模事業者の支援体制は、商工会議所、あるいは商工会の経営指導員が担っておりますが、最近では震災だけではなくて、水害、それから、地震、あるいはコロナなどの影響で相談が大変複雑化、多様化、1件にかかる時間が大変多くなっております。そのような中で、福島県と商工会議所をはじめとして支援機関の経営指導員が不足することのないように、強化について県にはお願いをしておりますけれども、ぜひ国におかれましては今後の地域を支える事業者の経営力強化のため、経営指導員のマンパワー不足を解消し、経営支援体制の強化・拡充につながる支援策をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○興水復興副大臣 続きまして、相馬地方市町村会、杉岡代表、お願いします。

○杉岡代表 皆様、こんにちは。飯舘村長の杉岡です。この場をお借りしまして、日頃から大変お世話なっておりますことを改めて御礼申し上げたいと思います。本当にありがと

うございます。

私からは、復興関連事業の長期的な継続と支援措置の使い勝手の改善など、被災自治体が抱える課題の解決に国と被災自治体が一体となって取り組んでいくことをお願い申し上げますとともに、相馬地方市町村会を代表して、2点について発言させていただきたいと思います。

1点目は、主要幹線道路の整備についてであります。常磐自動車道、東北中央自動車道、県道原町川俣線等については相馬地方の物流のみならず、いのちの道路としても復興・再生に大きく寄与しているところであります。しかしながら、常磐自動車道、広野インターチェンジより北方面については2車線であるため、物流面において移動時間に大きな不利が生じるなど、様々な影響が生じているところです。また、常磐自動車道、東北中央自動車道が通っていない飯舘村などの自治体はストロー現象により人の定着などに課題があります。

浜通り地方の力強い復興・再生を目指し、産業、経済、医療など、様々な分野を支える主要幹線道路としての安全性・信頼性を確保するため、さらには東北自動車道が降雪や災害等により通行止めとなった際の代替路としての機能発揮及び強靱性確保のため、「常磐自動車道の4車線化」と「霊山飯舘インターチェンジから飯舘村深谷地区へのアクセスの強化」ということを強く要望させていただきたいと思います。

2点目は、福島県営農再開支援事業の継続及び財源の確保並びに農地保全管理事業の創設についてであります。南相馬市及び飯舘村では、原発事故の影響により農産物生産の中止を余儀なくされた農地について、福島県営農再開支援事業を活用し、営農再開に向けて鳥獣被害対策や保全管理、管理耕作等に取り組んでおり、さらにはF-REIでの実証として農地の活用を要望しているところです。しかしながら、地域によっては農業基盤整備の完了に5年以上の期間を要すること、担い手の高齢化や帰還が十分でない状況にあるなど、営農再開の推進に向けては継続的な取組が必要となっております。

これまでの担い手確保等の取組の結果、令和8年度以降に営農再開が見込める農地も相応にあるため、令和7年度が終期となっている福島県営農再開支援事業について、令和8年度以降も縮小することなく継続するとともに、十分な財源の確保と除染後農地等の保全管理や担い手への農地集積に向けた準備への支援など、営農再開準備への支援について縮小することなく継続することを改めて御要望申し上げます。

また、令和7年度には、令和8年度に担い手へ集積される農地のみを保全管理の対象とする制度改正が行われております。今回の制度改正により、これまで維持してきた農業地域の景観が損なわれることはありますが、農地の急速な荒廃が進むことにより隣接している営農再開された農地や、これから営農再開が予定されている農地に病虫害が大量に発生したり、雑草の種が飛んだりなどの悪影響を及ぼすことは必至であります。このことは震災を受けて営農再開をした農家や、新たに村で営農している農家の営農意欲を削ぐことにつながり、飯舘村、あるいは南相馬市での基幹産業である農業の根底を揺るがすものであ

ります。

景観保持や基幹産業としての農地の多面的機能を最大に発揮し、今後、南相馬市、飯館村の農業を持続可能で発展し続けるものにするためにも、農地の保全管理事業の創設を強く要望するものであります。

相馬地方を代表しての私からの発言は以上であります。よろしくお願いします。

○興水復興副大臣 続きまして、双葉地方町村会、吉田会長、お願いします。

○吉田会長 双葉地方町村会長を務めております大熊町長の吉田でございます。国・県の皆様におかれましては、被災地復興のために日夜御尽力をいただき、改めて感謝を申し上げます。私からは4点申し上げさせていただきます。

1点目、復興に必要な財源の確保についてであります。今年の6月に、東日本大震災からの復興に向けた基本方針が改定され、令和8年度以降の5年間で本県再生に1兆6000億円を充てる方針が示されましたことは、当町村会といたしましても大変心強く感じるとともに、伊藤復興大臣をはじめ、関係省庁の皆様の御尽力に心より感謝を申し上げます。

さて、東日本大震災と原発事故から14年5か月が経過し、双葉郡8町村においては、町村ごとに復興のステージが異なり、また、それぞれに新たな課題が生じております。こうした状況を踏まえ、各町村が直面する新たな課題解決のため、事業を円滑に実施できるよう、十分な財源の確保と支援策の柔軟な活用、復興を支える制度の継続について、よろしくお願いいたします。

2点目は、特定帰還居住区域等への対応についてであります。特定帰還居住区域につきましては、帰還する住民が安心して生活できるよう、地元で最大限寄り添った区域の設定を行うとともに、早期の避難指示解除に向け、除染の確実な実施はもとより、インフラ整備や解除後の営農再開に向けたきめ細かな御支援をよろしくお願いいたします。また、帰還困難区域のうち、帰還意向のない住民の土地や家屋などの荒廃が進んでいることから、その取扱いについても地元の意向を十分に汲み取った上で速やかに方針を示していただくとともに、帰還困難区域の多くを占める森林の整備・活用に向けた取組につきましても、住民の安全・安心の確保を大前提として御検討いただくようお願いいたします。

3点目は、ALPS処理水の処分及び安全で確実な廃炉作業の実施についてであります。一昨年の夏から始まったALPS処理水の海洋放出は丸2年が経過し、これまでのところ順調に行われております。今後も浄化処理に当たっては常に緊張感を持って、安全性を担保し、確実な実施を心がけ、水産業の関係者はもとより、地域住民に不安を抱かせることのないよう、引き続き東京電力に対し指導・監督をお願いいたします。

また、昨年行われました2号機の燃料デブリの試験的取り出しにおいては、二度にわたり作業が中断されるなど、廃炉の将来に不安を感じた住民も少なくありませんでした。今後行われる本格的な取り出しに向けては、前例のない困難な取組となることから国が前面に立ち、総力を挙げて取り組んでいただくとともに、東京電力に対しては安全管理体制の徹底はもとより、住民の不安解消に向け、廃炉作業の進捗状況等について分かりやすい情

報発信に努めるように指導・監督をお願いいたします。

最後に4点目は、福島イノベーション・コースト構想の推進、地域産業の再生についてであります。双葉地方の復興・再生に向けては企業誘致を通じた産業集積及び働く場の確保は何より重要であります。自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金をはじめとする産業関連の補助金等はそのための有用なツールであります。6月に改定された青写真においても、次の5年間で復興の実現に向けた正念場と捉えていることから、財源確保とともに、より効果的支援が行えるよう人手不足や地元取引に関する地域の実情を踏まえた要件の見直し、地域の課題解決に資する取組の評価など、支援制度の適切かつ柔軟な活用を図っていただくよう、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○興水復興副大臣　続きまして、福島県原子力発電所所在町協議会、山本会長、よろしくお願いします。

○山本会長　福島県原子力発電所所在町協議会の会長を務めさせていただいております富岡町長の山本でございます。私からは大きく3点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、帰還困難区域の復興・再生についてであります。各自治体が認定を受けた特定帰還居住区域における除染やインフラ復旧の整備が進められておりますが、今後、当該区域の追加拡大をするための計画変更に当たっては、現行制度を最大限柔軟に運用し、1ミリでも広い追加区域とするよう要望いたします。

また、農地の荒廃、再荒廃防止と基幹産業であった農業の復興のため、国、農水省が全国的に推し進めている農業法人などの担い手への農地の集積・集約を可能とするとともに、営農再開支援事業をはじめとする営農に関する総合的な支援施策について、これまで解除された区域同様の取扱いとすることを要望いたします。

加えて、私がこれまで一貫して求め続けていることですが、帰還困難区域に関する政府としての残された課題について、地元の意向を踏まえた具体的方針を1日も早く明示するよう、重ねて要望いたします。

2点目は、企業誘致、雇用創出の一層の促進に向けた柔軟な運用についてであります。立地補助金をはじめとする各種制度により、企業進出や雇用創出が図られておりますことに、この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

一方、原子力災害被災地においては、居住人口が震災前のレベルには程遠く、各種産業において深刻な人材不足となっていることから、立地補助金、事業再開や操業に関する補助金などについてしっかりと継続いただくとともに、雇用人数の地元取引などに関する各種要件については、地域の実情や地元への貢献度合いを踏まえるなど、柔軟な運用としていただきますよう要望いたします。

また、事業再開や創業を検討する側としましては、まずは小さくスタートしてみて、軌道に乗ったら新たに店舗を増やしたいと考えるのは当然のことであるので、現時点で対象外となっている多店舗展開の要件を緩和いただきますよう要望いたします。

加えて、イノベーション・コースト構想については、先に改定された青写真のとおり、地域住民が日々の暮らしの中で、この構想を身近に感じていただく必要があると感じております。そのためにいわゆるイノベ実用化補助金について、採択内容を地域課題の解決に必要なローテク分野にも幅を広げていただくことを要望いたします。

3点目は、福島第一、第二原子力発電所の廃炉作業の安全かつ着実な実施についてであります。両発電所の廃炉作業は、その困難性から長期間にわたる取組が必要であります。ALPS処理水の海洋放出を含め、安全かつ確実に実施されるように国が前面に立ち、最後まで責任を持って万全な対策を講じるとともに、東京電力に対して適切な監督・指導を徹底していただきますようお願いいたします。

私からは以上であります。よろしくお願いいたします。

○輿水復興副大臣 続きまして、福島県町村会、星代表、お願いいたします。

○星会長 町村会長を務めております下郷町長の星でございます。私からは3点申し上げますので、よろしくお願いいたします。

1点目は、除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の推進であります。法に定められた県外最終処分の完了期間まで20年を切る中、最終処分場を減らすことは非常に重要であると考えております。先に実施されました官邸での再生利用は多くの方々に知ってもらえるよいきっかけだったと思っています。来月からは霞が関の中央省庁の利用が進められるほか、東京以外の出先機関での利用も検討されることから、再生利用の認知が進むことが期待されるところであります。つきましては、原子力政策を進めてきた国の責任で、その必要性や安全性の全国民的な理解や信頼醸成を一層図るとともに、全省庁が連携し、さらなる用途の創出をお願いいたします。

また、最終処分場候補地等の選定年限の目途が示されましたが、その後の用地取得、運搬など、より具体的かつ詳細な工程等を示していただき、2045年3月までの県外最終処分の確実な実施に向け、取組を加速いただきますよう、お願いを申し上げます。

2点目は、風評・風化対策のさらなる推進についてであります。モモ、牛肉などの原産品価格と全国平均との価格差は震災前の水準に戻らないまま固定化しております。また、訪日外国人の増加など、観光需要が高まる中であっても当県への宿泊者数は震災前の7割程度です。教育旅行に至っては7割にも満たないなど、原子力災害への影響はいまだ色濃く、県内全域に及んでおります。つきましては、風評払拭・リスクコミュニケーションの強化戦略に基づき、国内外への情報発信など、風評・風化対策を強化していただくとともに、市町村等が地域の魅力や食品の安全性など、情報発信を中長期的に取り組めるよう、予算の確保をお願いいたします。さらに事業者が風評対策の取組を行う場合に活用できる課税の特例措置についても延長されるようお願いを申し上げます。

3点目、食品等の基準値や出荷制限等の見直しについてであります。野生きのこや山菜などの出荷制限による中山間地域等の町村の経済的損失が大きく、また、鳥獣被害対策として捕獲鳥獣のジビエ利用が推進されていても、当県では自家消費の自粛を含む出荷制限

により、食利用ができない状況が続いております。このことが農産物等への被害を拡大させております。改定された復興基本方針において、野生きのこ、山菜、ジビエ等の食品について、特別の区分の基準による対応を検討することとされましたので、山の恵みを取り戻したいという、我々の強い思いに添えていただき、これまでの蓄積されたデータや知見による科学的な観点から食品等の基準値や出荷制限等の規制について、早急にその妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、見直しを行うようお願いいたします。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○興水復興副大臣 続きまして、いわき市、下山田副市長、お願いします。

○下山田副市長 内田市長の代理の副市長の下山田でございます。よろしくお願いいたします。

国におかれましては、これまで東日本大震災復興交付金や、特区制度税制など、多大な復興・創生への御支援をいただき、感謝を申し上げます。私から5点、お願いを申し上げます。

1点目としましては、第2期復興・創生期間以降の継続的な支援についてでございます。国の基本方針におきまして、令和8年度から5年間の事業費1.9兆円程度の財源の確保を明記していただいたことは、被災地の実情をしっかりと理解していただいたものと受け止めております。感謝を申し上げます。

本市におきましては、F-REIとの連携や廃炉産業と地場産業を結びつけた新たな産業の創出、それから、日本では初めての国連の機関で設置しておりますCIFALジャパン国際研修センターとの連携による国際基準の質の高い教育プログラムの実施など、次世代を担う若者の確保育成に向けた取組を推進し、復興・創生を実現していきたいと考えております。これらに対する支援をお願い申し上げます。

また、観光業や農林水産業における風評払拭等を含めた原子力災害に伴う諸課題への対応や、浜通りのナショナルサイクルルートの指定に向けた取組などへの支援、それから、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組の一層の加速など、今後の復興・創生に向けた様々な取組の着実な推進や継続した支援をお願い申し上げます。

2点目は、廃炉作業の確実な安全対策についてでございます。福島第一原発におきましては、廃止措置計画を定める中長期ロードマップの目標工程における最終段階の第3期に入りました。国におきましては東京電力や関係機関との連携を図りながら、中長期ロードマップの改定等も含め、廃止措置完了までの具体的な工程等について提示するようお願い申し上げます。併せて、市民の目線に立って分かりやすく丁寧な情報提供を常に心がけ、説明責任を果たされるようお願い申し上げます。

3点目、ALPS処理水の海洋放出についてでございます。国におきましては、輸入規制の即時撤廃を含め、科学的根拠に基づく対応を強く求めるとともに、漁業者が今後も安心して漁業を継続できるよう、「常磐もの」をはじめとする水産物の国内消費拡大等に向け、正確な情報発信や対話等により、国内外のさらなる理解醸成に全力で取り組んでいただき

たいと考えております。

また、風評対策となりわい継続支援を積極的に取り組み、被害が生じた場合には、確実かつ適切な賠償をお願い申し上げます。さらに安全な処理水の放出完了に向けまして、東京電力に対する適切な指導やモニタリング等の実施による放出状況の監視について、最後まで国が責任を持って取り組むようお願い申し上げます。

4点目、除去土壌等の福島県外における最終処分についてでございます。除去土壌等につきましては、大熊町、双葉町において保管されておりますが、現在、最終処分地の具体的な検討が進んでおりません。最終処分について積極的な理解醸成の取組を進めるとともに、最終処分地の具体的な検討を進めるようお願い申し上げます。

最後の5点目、国において今現在進めております防災庁のいわきへの設置についてでございます。本市では、この4月に市、商工会議所、いわき医師会の連名で内閣に対し防災庁の設置の要望を提出させていただきました。東日本大震災、原子力発電所事故等の経験で培った多くのものを国益のために国民の皆様還元する拠点として、いわき市への防災庁の設置をお願いするものであり、災害からの復旧・復興の過程で幾多の御支援をいただいた全国の皆様への恩返しを果たしたいという思いでございます。防災庁の設置により、研究が進められておりますF-REIとのシナジー効果でさらに防災を切り口とした人の流れ、関連産業の集積が進み、福島県浜通り地域の復興の総仕上げのシンボルとなるものと考えておりますので、いわき市への設置について検討していただくよう強くお願い申し上げます。

以上でございます。

○輿水復興副大臣 続きまして、会津総合開発協議会、室井会長、お願いします。

○室井会長 会長を務めております会津若松市長の室井でございます。国・県の皆様方には日頃より復興に向けて御尽力いただいております。改めて感謝を申し上げます。

それでは、私から会津地方17市町村を代表し、2点お願いを申し上げます。

初めに、風評払拭に向けた取組継続についてであります。東日本大震災、原子力発電所の事故から14年が経過しておりますが、会津地域を含めた福島県全域における様々な分野において風評の影響は根強く残っているものと感じております。会津地域における観光客入込数は回復傾向にあるものの震災前の水準には届いておらず、福島県産の農産物においても、いまだ輸入規制が続いております。これらの風評払拭に向けた取組については、国の責任において継続していただきますよう要望いたします。

加えて、原発事故に伴う賠償基準である中間指針については、福島県内で地域の分断を生じさせない観点から、被害実態に見合った指針の見直しを再度検討いただき、東京電力ホールディングス株式会社に対しても被害者視点に立った対応を行うよう、国において指導するように繰り返し要望させていただきます。

2点目は、野生きのこ、ジビエ等の出荷基準の検証及び検査体制の見直しについてであります。ジビエ及び野生きのこ、山菜の一部では依然として出荷制限が続いており、産業・

なりおい再生の停滞につながっていると考えております。その中で、今年6月20日に閣議決定されました第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更において、山の恵みを取り戻す観点から、野生きのこ、ジビエ等について特別の区分の基準を設けての対応を検討するとの方針が示されたところであります。

つきましては、来年度からの第3期復興・創生期間における、きのこやジビエ等の出荷制限緩和に向けた各種基準値に係る妥当性や合理性の検証を行うよう、引き続き要望させていただきます。また、より簡易な方法で検査が可能になるよう、手法の見直しをお願いするとともに、福島県で1か所にとどまっている非破壊による放射性物質検査体制につきましても、会津地方を含めて福島県内数か所に拡充できるように支援していただきたく、重ねて要望させていただきます。

結びになりますが、今後とも会津地方を含む福島県全体の復興に向けた様々な施策の充実について重ねてお願い申し上げ、会津総合開発協議会からの要望といたします。

○興水復興副大臣 続きまして、福島県市長会、立谷代表、よろしくお願いします。

○立谷代表 市長会でございます。

はじめに、申し上げたいことですが、私は米沢市によく行きます。そうすると、米沢の市長が、福島県の人をいっぱいお預かりしていますと言うのです。言われたら、私はすみません、お世話になってますと言うしかないのですが、被災12市町村の人だけではないのです。こんなことがいつまでも続いていくのかなと非常に思います。皆さんにもお考えいただきたいと思います。

私から申し上げたいこととしては、何度も言ってきましたが、医療人材不足の問題です。医療人材不足の問題は、福島県は人口10万あたり220人に対して、全国平均は人口10万あたり290人です。東京都文京区は1,400人いるそうです。このように医療過疎の状態が続いている。そこに震災の原子力災害が加わりまして、いろいろ手を差し伸べていただいている。そこに現実的に、この問題だけではないのですが、診療報酬が変わらないのに人件費、材料費が上がる。ショッキングな話があります。会津地方の高田厚生病院が今年、来年4月から入院を止めますと宣言しました。福島県で今年の9月末までに病床を閉じる数が380床あります。いろいろな問題がありますが、診療報酬が上がらないというだけではなくて、風評被害、特に医師不足、これは非常に大きな問題であるということです。御一考願いたいと思います。

次に、人口が非常に流動的になっているという問題です。被災地域の方々がいろいろなところにいらっしゃって、相馬市もその例にもれない。そうすると、学校教育の現場等々が混乱してくるのです。そうすると、心のケアに重点を置いた施策を取っていかざるを得ない。今までもやっていただきましたけれども、この点について、御一考願いたい。

もう一つ、私は放射能教育の重要性をずっと申し上げてきました。小泉先生が環境大臣のときにも申し上げました。浅尾環境大臣にも申し上げたのですが、問題のアンケートがあります。福島県の子供は将来遺伝的に問題を起こすと思いますか。40%の国民がその可

能性があると答えたのです。環境省としては、それが30%に改善されたとポジティブに解釈されていच्छる。冗談ではないと、30%もいたら大変ではないかというのが福島県としての意見です。

この遺伝的に問題を起こすというエビデンスは一体何なのか。実は学問的な明確な論証がないのです。これを明確にさせていただきたいということを前回も申し上げてました。遺伝子が壊れたにしても遺伝子は治るのです。治す力があるのです。そのことを明確な論文として、国としてはっきりと御提示願いたいというのが希望です。

もう一つ、時間がないところで恐縮ですが、先ほど農林水産省でがんばる漁業復興支援事業の話がありました。これを続けていただきたいと思います。というのは、新造船が順調に造られていかないと後継者がいなくなってしまう。相馬市は漁業の町ですから、後継者のことを考えると、このがんばる漁業復興支援事業はぜひ継続していただきたい。

以上でございます。

○興水復興副大臣 続きまして、福島県議会、西山議長、よろしく願いいたします。

○西山議長 大変お世話になっておりまして、ありがとうございます。

重複いたしますが、6点ほど、簡潔に申し上げたいと思います。

1点目が、除去土壌等の県外処分についてであります。候補地選定が2035年を目途と明示されました。これは県議会といたしましても一定の前進と受け止めようと思います。ただ、具体的なプロセス、スケジュール等の明確な提示がございません。さらには2045年までに、大熊、双葉、両町におきましては、その後の土地活用についても模索していかなくてはいけないという状況にあります。今後20年間の具体的な道筋を早期に示していただくようお願い申し上げます。

2点目が、廃炉作業等の安全確実な実施についてであります。これは再三申し上げておりますが、長期にわたる廃炉作業を安全かつ着実に進めていくためには、人材の育成・確保が不可欠であります。今回も御要望を申し上げます。

3点目は、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除についてであります。将来的に帰還困難区域全ての避難指示を解除できるよう、復興・再生に最後まで国が責任を持って取り組んでいただきたいと改めて申し上げます。

4点目は、風評対策についてであります。先ほどからもお話がございましたが、中国、韓国等の水産物輸入停止措置の即時撤廃を強く実現していただくようお願い申し上げます。また、根強い風評が続いている現状があります。国内外に正しい情報発信をしていただき、万全の風評対策に責任を持って取り組んでいただきたいと思います。

5点目は、福島国際研究教育機構、F-REIについてであります。こちらにつきましては中長期的に十分な予算の確保をお願いしたい。また、世界中から研究者が集まってきております。住環境、研究開発環境の整備に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

最後の6点目、復興財源の使い道についてであります。原子力災害の影響は現在進行形で続いております。それは全県的に及んでおります。そういった意味で復興財源の使途に

つきましては、柔軟な対応を考えていただきたいと申し上げまして、私からの要望に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○内堀福島県知事 輿水副大臣、発言させていただいてよろしいでしょうか。

一昨日、環境省から大事なロードマップが示されました。この件について、中間貯蔵施設の立地自治体である大熊町、双葉町から、ぜひこの復興再生協議会の場で、自分たちの思いを聞いてほしいというお話がありますので、2人分で3分ほどなのですが、ここでお時間をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○輿水復興副大臣 よろしく願いいたします。

○内堀福島県知事 ありがとうございます。

初めに、私が今日ここにおられない双葉町の伊澤町長の思いを発言メモで預かっていますので、代読をさせていただきます。

「中間貯蔵施設は原子力災害による被害が最も大きい大熊町、双葉町が福島の復興を進めるために大きな犠牲を払って受け入れました。苦渋の決断とよく表現されますが、苦渋という言葉を超えての思いで、熟慮に熟慮を重ねて決断に至ったものであります。その上で、国が県外最終処分を法制化して約束しました。今回示されたロードマップは、その約束の具現化を図るもので、2035年を目途に最終処分の候補地選定を行うことが明示されたことは、一定の前進であります。その後10年という短い期間で県外最終処分を実現できるかは依然として不透明と言わざるを得ません。当然にその間、復興再生利用が進んでいることが前提となります。国は当時の背景も踏まえて、最後まで責任を持って約束を必ず実行していただきたいと思います。」というメッセージを預かっています。

続いて、大熊町の吉田町長からお願いします。

○吉田町長 発言の機会をいただきましてありがとうございます。中間貯蔵施設の立地町であります大熊町長として、一つ、お願い、そして、提案がございます。

一昨日、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」が示されました。県外最終処分に向けて、政府一丸となって取り組むことが改めて示されました。

私は「政府一丸」に加えまして、さらに「歴代の環境大臣、副大臣、政務官の皆様」に特段の御協力をお願いしたいと考えております。

中間貯蔵施設に保管されている土壌等の最終処分について、全国で理解が進んでいないのが現状でありますので、現職の環境大臣、副大臣、政務官だけではなく、歴代の政務三役の皆様、出身地、選挙区において、地元の方々に中間貯蔵について話をいただき、理解を広めていただきたいと思いますというものであります。

私どもの調べでは、中間貯蔵の整備に関わった政務三役は、重複された方も含めると、合計58人、そのうち現在の国会議員である方は30人いらっしゃるようです。

その30人の方は、中間貯蔵施設の整備に関わられた方ですので、ぜひとも力を合わせて、理解の推進、そして、県外最終処分に向けて手を挙げる自治体が現れることを期待してお

ります。ぜひとも御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○興水復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、ここから国からの御回答を申し上げたいと思います。

まず、伊藤復興大臣から回答をお願いします。

○伊藤復興大臣 内堀知事をはじめ、それぞれの皆様方からいただいた御要望について、まず、私から答えられるだけのことをお答えさせていただきたいと思います。

答えさせていただく前に、たった今、吉田町長からいただいた件ですが、私も環境副大臣として、このことについて関わらせていただいた者の1人として、責任を持って対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、避難地域の復興・再生について申し上げたいと存じます。特定復興再生拠点区域をはじめ、避難指示が解除された地域の住宅、子育て、買い物環境の整備や、移住・定住の促進等について、引き続き福島再生加速化交付金等により支援をさせていただきたいと思います。被災自治体における人的支援につきましては、国としても全国の自治体から県や被災市町村への職員派遣を支援させていただいており、引き続き職員の確保についても努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。教育現場への支援につきましては、教職員の加配措置やスクールカウンセラー等の配置など、引き続き関係省庁と連携をしつつ取り組んでまいります。

将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除とするとの決意に揺らぎはありません。まず、2020年代をかけて、帰還以降のある住民の方々が1日でも早く帰還できるよう、特定帰還居住区域について、除染、インフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を着実に進めてまいりたいと思います。その上で、残された土地、家屋等の扱いなどにつきましては、地元自治体の皆さんとも協議を重ねつつ、しっかり検討を進めてまいります。

次に、避難者等の生活再建について申し上げます。被災者の心のケアやコミュニティ形成の支援につきましては、被災者支援総合交付金により自治体等の取組を支援させていただくとともに、医療等については地域医療再生基金等の活用により、双葉地域における中核的病院をはじめとする医療施設の再開、開設、そして、先ほど来お話がございましたとおり、厳しい中ではありますが、人材確保等のきめの細かい支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大勢の皆さんからお話もございました風評払拭・風化防止対策について申し上げます。風評払拭に向けた取組については、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」等に基づいて、政府一丸となって正確な情報を国内外に分かりやすく発信するとともに、福島県等が行っている風評払拭に向けた取組をしっかりと支援させていただきたいと思います。ホープツーリズムをはじめとした国内外からの誘客促進等の支援についても、しっかりと取り組んでまいって、お客様に来ていただけるようにさせていただきたいと思います。

次に、福島イノベーション・コースト構想の推進について申し上げます。本年6月に改定された新たな「産業発展の青写真」に基づきまして、今後も関係省庁や福島県と連携をさせていただきまして、産業集積、教育、人材育成などにしっかり取り組んでまいります。イノベ分科会を年に1回程度開催させていただきまして、青写真の取組等をしっかりフォローアップして、前に前にと進んでいくことができるように後押しをさせていただきたいと思います。

それから、F-REIにつきましては、研究開発の進捗状況等も踏まえまして、関係省庁と連携をして適切に予算確保をしてまいりたいと存じます。また、施設整備につきましては、今年度から敷地造成工事に本格的に着手させていただいておりまして、令和12年度までの順次供用開始を目指して、可能な限り前倒しをしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、インフラ等の環境整備並びに除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の推進につきまして申し上げます。復興を支える道路等のインフラ整備でございますとか、地域の公共交通については、関係省庁とも連携をしてしっかり対応させていただきます。国営追悼・祈念施設につきましても着実に整備を進めてまいりたいと考えております。

除去土壌等の県外最終処分に向けた取組につきましては、一昨日に開催された閣僚会議において策定をさせていただいたロードマップに基づいて、除去土壌の復興再生利用の推進をはじめとする取組を、まずはこの5年間で着実に積極的に実行してまいりたいと思います。その後も引き続きしっかり進めさせていただきます。

最後に、福島の復興・再生について考えを改めて申し上げたいと存じます。福島の復興・再生には中長期的な取組が必要であり、地域ごとの多様なニーズにきめ細かく対応することが重要です。6月に閣議決定させていただいた復興の基本方針を踏まえさせていただいて、復興に向けた様々な課題について、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意で総力を挙げてしっかり取り組んでまいりたいと存じます。復興が着実に進んでまいりますように、必要な予算の確保や税制等の復興を支える制度の運用については、しっかりと取り組んでまいります。

第3期復興・創生期間の初年度となる令和8年度予算については、総額は前年よりも減という見込みになっておりますが、その要因は道路整備が初年度の調査設計に当たることや、復興再生拠点で除染等が進捗していることなどに要因するところがございます。他方で、双葉地域の中核的病院の整備、営農再開の支援、いろいろお話いただきましたが漁業の支援、そして、企業誘致等のイノベ構想、情報発信などについて、力を入れた要求内容にしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、必要な復興事業に支障が出ることがないように、被災地の状況にきめ細かく対応できる予算とする所存でございます。関係者の皆様ともよく連携をさせていただきながら、予算の確保等に責任を持って取り組んでまいります。引き続き国が前面に立って、復興庁が司令塔とならせていただいて、福島の復興・再生に全力を尽くし

てまいります。

私からは以上とさせていただきます。

○興水復興副大臣　続きまして、小泉農林水産大臣から回答をお願いいたします。

○小泉農林水産大臣　初めに、先ほど吉田町長から中間貯蔵について、歴代の政務に対してメッセージを届けていただきました。まさに先ほど私自身も申し上げたとおり、私は以前、この法定協議会に、浅尾大臣の席で環境大臣としてここで向き合った立場で、御指摘のとおり、中間貯蔵の事業にも関わった立場です。

現在、最終的にしっかりと県外のほうで進めるといった思いで、当時の私は、まずは風穴を開けなければいけないといった思いで再生利用のできる除去土壌を活用した鉢植えを大臣室に使おうと、首相官邸に置いてもらって、そういったところからスタートして、今、浅尾大臣がそれをさらに発展的に広げる取組をしていただいたところです。

先ほど知事からもお話がありましたとおり、今、官邸、そして、農水省のほうでもその利用を進めております。知事が紹介をしてくださった伊澤町長の思い、そして、吉田町長の思い、これを立場が変わってもさらに進めていけるように努力をしますので、引き続きどうぞよろしくお願いしたいと思います。

なお、立谷市長からも、私は以前の立場で、あのときにたしか立谷市長が言われたのは東京都民に対するアンケートでしたよね。東京都民の皆さんにアンケートを取ると、全く事実に基づかない回答が4割ある。そういったことを受けて、それが正しく伝わるようにしなければということで、当時、環境大臣として理解醸成の事業を始めました。ここも引き続き農水大臣としてできることもありますので、しっかり思いを受けて、とにかく進めていきたいと思います。ありがとうございます。

営農再開の促進に向けた継続支援についても御指摘がありました。被災12市町村全体では営農再開が着実に進んでいますが、地域ごとに見ると進捗には差異があります。担い手不足などの残された課題を的確に捉え、加工流通事業者のニーズに対応し得る競争力の高い農業を構築していくことが必要です。

今後、避難指示の解除の遅かった地域での営農再開の加速化を進めるとともに、高収益作物の生産拡大による省力的かつ稼げる農業生産体系の構築、広域的な産地形成の拠点となる施設整備、農地の集積・集約化、大区画化など、福島県や地元の皆様の主体的な取組が着実に実行できるようにすることが重要です。このため、本年6月に閣議決定された政府の復興基本方針に基づいて、令和8年度以降も今の5年間以上に力強く復興を推進してまいります。

新規就農の支援、労働力対策について、新規就農者の育成総合対策により、地元JAが主体となった福島型トレーニングファームの整備や、技術指導等におけるサポート体制の充実に向けた取組などを総合的に措置しております。また、外部からの新たな担い手の参入促進に向け、関係機関と連携して地域とのマッチングを支援しています。さらに担い手不足の解決に資するため、農林水産業のより高度なスマート化の実現に向け、露地野菜の自

動収穫技術の開発等に取り組んでおります。引き続き関係省庁やF-REI、その他関係機関とも連携し、農作業の省力化に向けた技術開発等をさらに進めてまいります。

次に、森林・農村の保全についてお答えします。放射性物質対策として、放射性物質を含む土壌の流出防止柵の設置や、間伐等の森林整備の取組を実施しております。さらに政府の復興基本方針に基づき、帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、作業者の安全・安心の確保のためのガイドラインの策定などの条件整備を進めた上で、本格的な復旧に着手することとしております。引き続き、先ほど山本さんからもお話がありましたとおり、福島の森林・林業の復興・再生へ力強く支援を行っていきたいと思います。

また、農村の保全については、避難指示解除後の農村の振興に係る支援について、地域の皆様とも十分に議論しながら検討し、引き続き復興庁とも連携してまいります。

ALPS処理水の海洋放出への対応、風評対策について、関係省庁と一体となって農林水産物の安全性に関する正確な情報や魅力に関する情報を幅広く国内外に発信してきました。ALPS処理水の海洋放出に伴い導入された規制に関し、6月29日に中国政府が日本産水産物の輸入解禁に関する公告を発出しました。今般の成果を踏まえ、10都県からの輸入規制撤廃についても中国側に引き続き求めてまいります。

また、西山議長から御指摘のありました韓国の外交部長官、そして、農林畜産食品部長官と直接私が会談をして、日本産水産物の輸入規制の撤廃に向けて、日本産食品の安全性をしっかりと取り上げたところであります。さらに香港などの周辺国・地域も含め、日本産食品に対する科学的根拠に基づかない輸入規制の早期撤廃を引き続き強く働きかけてまいります。

また、風評の払拭に向けて、引き続き放射性物質の検査結果など、安全性に関する情報発信や消費者の前向きな購入姿勢に係る流通事業者等における認知度の向上、国内外での販売促進などに取り組んでまいります。

水産業の支援については、中国等による輸入規制措置により影響を受ける水産関係事業者に対しては、なりわいが継続し、安心して漁業を営むための500億円基金等を含む水産業を守る政策パッケージや補正予算等の各種支援策を経産省と連携して進めております。先ほど立谷福島県市長会代表から御発言のあった、がんばる漁業復興支援事業についてもしっかりと予算を確保してまいります。

引き続き水産関係事業者がなりわいを続けられるように必要な対策を講じてまいりますので、本日、皆様からいただいた御意見・御指摘については、今後とも現場に寄り添って農林水産業の復興・再生のために全力で対応してまいります。ありがとうございます。

○興水復興副大臣　続きまして、武藤経済産業大臣から回答をお願いいたします。

○武藤経済産業大臣　先ほど除去土壌の話もありましたけれども、ちなみに私ども経産省は28m³、最も多い埋設を9月に予定しているところであります。

おっしゃられるとおり、随分議員が減っているのだと、正直に思いましたけれども、ぜひ復興大臣、また、環境大臣を中心に、我々政府としても応援をさせていただきますの

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、廃炉についての御質問・御要望を皆さんからいただきました。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は、先ほどお話がありましたように、世界でも前例のない技術的にも難易度の極めて高い作業であります。燃料デブリの取り出しにつきまして、昨年11月、そして、本年4月の2回にわたり、試験的取り出しに成功させていただきました。これらの分析結果から得られる知見というものが今後の廃炉作業に生かされていくことをまさに期待しているところであります。先月には3号機における燃料デブリの取り出しの準備工程が具体化され、安全かつ着実な廃炉を進めていく上で重要な前進があったと受け止めているところであります。

引き続き技術的な検証を進めつつ、現行の中長期ロードマップに基づき、安全を最優先に高い緊張感を持って廃炉作業に取り組むよう東京電力に指導してまいります。加えて、廃炉作業を安全かつ着実に進めていくためには廃炉を担う人材の確保が不可欠であります。このため、地元出身の方々も含め、安心と誇りを持って働いていただける場となるよう、東京電力に対して安全を最優先する作業環境や、良好な福利厚生への対応などの職場環境の改善を促すとともに、研究開発も含め、幅広い人材の育成と確保に取り組んでまいります。

引き続き国内外の英知を結集しつつ、地域の皆様などへの丁寧な説明、また、国内外の情報発信も行いながら、安全かつ着実な廃炉に向けて、国が前面に立って総力を挙げて責任を持って取り組んでまいります。

そして、ALPS処理水の関係でありますけれども、一昨年夏から開始されました。これまでのモニタリングの結果ですとか、IAEAによる評価から安全であることが確認をされています。東京電力には引き続き緊張感を持って対応するように指導していくとともに、国も最後まで責任を持って万全な対策を講じてまいります。

また、風評対策に万全を期すため、IAEAによる評価も含め、ALPS処理水の安全性やモニタリング結果等について国内外へ透明性高く情報発信を行っていきます。さらに今なお残る一部の国・地域による日本産水産物の輸入規制措置につきましては、引き続き関係省庁と連携をしながら即時撤廃に向けた働きかけを行うとともに、なりわい継続等に全力で取り組んでまいります。これらの支援策を講じていながらも被害が生じた場合には、被害の実態に見合った必要十分な賠償が迅速かつ適切に実施されるよう、引き続き東京電力をしっかり指導してまいります。

そして、知事からございました新エネ社会構想でありますけれども、新エネ構想につきましては、2024年9月に策定した福島新エネ社会構想加速化プラン2.0に基づき、再エネの導入拡大ですとか、水素の社会実装に向けた取組をさらに加速してまいります。

以上でございます。

○興水復興副大臣 続きまして、浅尾環境大臣から回答をお願いします。

○浅尾環境大臣 私からも冒頭、知事、そして、吉田町長からお話がありましたことについて、先に順番を変えてお話をさせていただければと思います。

申すまでもありませんけれども、復興再生利用の推進、そして、県外最終処分、そして、理解醸成・リスクコミュニケーションというのは3本柱になりますので、今お話がありましたが、歴代政務三役、今日は幸い小泉農水大臣、そして、伊藤復興大臣もそうでありますけれども、しっかりと今回のロードマップについて説明をさせていただいて、そして、それぞれの御地元においてこのロードマップの応援団になっていただく。今、お二方からお話がありましたように、お二人とももちろん応援団でありますけれども、ほかの方も間違いなく応援団でありますので、そうすることによって、我々がまとめさせていただきましたロードマップを着実に実行して、2045年3月までに確実に県外最終処分が実現できるような体制をつくっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その上で、県外最終処分の実現に向けてお話をさせていただきますが、県外最終処分の実現に向けては最終処分量の低減が鍵であります。そのためには復興再生利用の取組が重要となってまいります。このため、閣僚会議において5月27日に「福島県内の除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」を策定するとともに、8月26日には当面5年程度のロードマップを取りまとめました。本ロードマップは復興再生利用の推進、県外最終処分に向けた検討、理解醸成・リスクコミュニケーションの3本柱で整理をしております。

具体的には、復興再生利用については、首相官邸での利用に続き、霞が関の中央官庁の花壇等、9か所において、本年9月から順次施工することなど、県外最終処分については新たな有識者会議を設置し、除去土壌の減容や最終処分に関する検討を行っていくなど、さらにリスクコミュニケーションについては復興再生利用に用いる除去土壌の呼称について決定することなどを盛り込んでおります。加えて3本柱それぞれについて、2030年頃の目指す姿を定めております。

県外最終処分に関しては、県外最終処分シナリオ・候補地選定プロセスを具体化し、候補地の選定調査を始めることとしております。また、補足には、おおむね2035年を目途に最終処分場の仕様の具体化、候補地の選定等を行い、その後、用地取得、建設、運搬等、2045年3月までの県外最終処分実現に向けた取組を着実に進めていくこととしております。こうしたことに対して先ほど申しました応援団、当然なっただけだと思いますが、着実に進むということでやらせていただきたいと思います。

これらの基本方針やロードマップに基づき、復興再生利用における政府が率先した先行事例の創出や、県外最終処分の検討及び国民の皆様への理解醸成等の取組を着実に実行し、2045年3月までの県外最終処分の実現に向けて、引き続き政府一丸となって全力で取り組んでまいります。

続きまして、帰還困難区域の復興・再生についてであります。特定帰還居住区域について、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町において、除染や家屋等の解体に鋭意取り組んでおり、本年3月に区域が設定された南相馬市及び7月に区域が設定された葛尾村についても現在準備を進めております。2020年代にかけて故郷に戻りたいという御意向のある住民の

方々が帰還できるよう、私も現場の声をよく伺いながら、環境省として地域の方々に寄り添って避難指示解除に向けた取組を引き続き丁寧に進めてまいります。

次に、ALPS処理水の海洋放出についてであります。環境省では関係機関とも連携して、ALPS処理水に係る海域モニタリングを実施しており、これまでのところ、モニタリングの結果から人や環境への影響がないことを確認しております。また、我が国が実施する海域モニタリングの客観性・透明性・信頼性の確保を支援するため、IAEAの枠組みの下でのモニタリングも実施されています。このようなIAEAの下での取組を含め、引き続き客観性・透明性・信頼性の高いモニタリングを徹底し、結果を国内外へ分かりやすく発信し、風評対策にも貢献してまいります。

福島県環境創造センターへの支援についてでございます。福島県環境創造センターは、福島復興再生基本方針に基づき、原子力災害からの環境回復・創造を進めるための総合拠点として、国の支援により福島県が整備され、原子力災害地域の復興再生に貢献してきたと承知しております。環境省としては、引き続き中長期的な福島の復興・再生に向けて、環境創造センターへの支援に取り組んでまいります。

立谷市長から放射能に関する情報発信について御意見をいただきました。放射線の健康影響に関する誤解や、そこから生じる風評等は大変重要な課題と考えております。このため、環境省では「放射線の健康影響に関する科学的な知見を整理した放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」を作成するとともに、放射線に関する風評払拭のためのリスクコミュニケーションや、様々な媒体を活用し全国に向けた情報発信に取り組んでおります。

私は個人的に、複数の放射線の専門家の方から様々なことを伺って、かなり一般的な認識と異なることをよく認識しておりますが、どうやって一般の方にこのことを分かっているかが大変重要なことだと思っておりますので、引き続き今申し上げたことについてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、東日本大震災と原発からの復興・再生は、これからも環境省にとって最重要の課題であります。本日いただいた貴重な御意見も踏まえ、皆様としっかり連携しながら、一步一步着実に現場の取組を進めてまいります。

以上であります。

○輿水復興副大臣　続きまして、鈴木復興副大臣から回答をお願いいたします。

○鈴木復興副大臣　私のほうからは3点回答させていただきます。

初めに、立谷市長から、私の地元の米沢をはじめとする地域に暮らす皆さんについての問題提起をいただいたと思います。私自身もよく現状を確認させていただいて、何ができるのか、今日、市長からいただいたことをしっかり受け止めさせていただき、持ち帰らせていただければと思います。

2点目は、原会長、そして、杉岡村長からいただきました農業分野でのF-REIの研究開発についてであります。F-REIでは地元からの御意見を踏まえまして、稲作の完全自動化、そ

して、収穫時のスマート農業技術の開発、また、浜通り地域等での実証等に取り組んでいるほか、国際的な農業研究者グループであるCGIARとの連携も進めてまいります。地元の皆さんにとって役に立つ成果が早く示されるよう、政府一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

3点目は、星町長と室井市長からいただきました食品等に関する規制についての御意見であります。私も会津の横の米沢でありますので問題意識を共有させていただいております。先般、閣議決定をいたしました復興の基本方針では、科学的・合理的な見地から検証し、検証結果等を踏まえて野生きのこ等について特別の区分の基準を設けて対応することを検討するとしております。御要望について、制度所管省庁にしっかりとお伝えをした上で、着実に前進をするように対応させていただきたいと思います。

以上です。

○興水復興副大臣 続きまして、富樫総務副大臣から回答をお願いいたします。

○富樫総務副大臣 総務副大臣の富樫でございます。内堀福島県知事より被災自治体への人的支援の継続について御発言がありました。原発事故により深刻な被害を受けた地域では、復興・創生事業に取り組まれているところであり、それを担う人材の確保が重要な課題であると認識をしております。総務省では県外からの職員派遣等を行っても、なお不足する人材について要望をお伺いし、全国の自治体からの職員派遣の調整を行っています。来年度に向けても被災自治体の実情を丁寧にお伺いしながら、全国の自治体に対して積極的に応援職員の派遣について働きかけを行うなど、復興・創生事業の実施に必要な人材的な支援の取組を進めてまいります。

次に、知事をはじめ、多くの皆様から復興財源の確保について御発言がありました。総務省としては、震災復興特別交付税について、第2期復興・創生期間の間、被災自治体が復旧・復興事業を行うために必要な額をしっかりと確保してまいりました。第3期復興・創生期間については、本年6月に閣議決定された第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、引き続き必要な額を確保し、震災復興特別交付税の支援をしっかりと継続してまいります。

以上でございます。

○興水復興副大臣 続きまして、大串現地対策本部長から回答をお願いいたします。

○大串現地対策本部長 御要望をいただきまして改めて感謝を申し上げます。私からは3点回答させていただきます。

まず、帰還困難区域についてでございます。昨日も大熊、双葉両町長の御案内の下で現地を視察させていただきましたけれども、改めまして将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除して、復興・再生に責任を持って取り組むという決意を新たにしたところでもございます。また、希望する住民の方々が早期に帰還できるよう、帰還意向の確認であったり、あるいは除染、インフラ整備など、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組をしっかりと進めてまいります。その上で、残された土地や建物等の扱いであったり、森林

の整備・活用の在り方についても、地元の皆様の御意見をお伺いしながら、関係省庁と連携をして取り組んでまいります。

続きまして、産業復興でございますが、これは改定されました青写真に基づきまして、地域課題の解決を通じて日々の暮らしを改善し、交流人口、関係人口などの担い手の拡大を図り、企業戦略と地域の強みがマッチした地域の稼ぎにつなげてまいります。浜通り地域等をあらゆるチャレンジが可能な実証の聖地と位置づけて、段階に応じた一貫した支援体制の整備や人材育成等の支援を行ってまいります。特に廃炉につきましましては、企業間におけるマッチング支援や技術支援等を通じた地元企業間の連携の強化、セミナー開催による情報提供等にも取り組んでまいります。さらにはロボティクスなどの拠点も継続的に活用されるよう支援してまいります。

また、働く場の確保のために、本日いただいた人手不足、連携不足など、地域の実情を踏まえた在り方を検討して、そして、県内広域に波及するサプライチェーンの構築や地域コミュニティの一員としての活動を促すなど、適切かつ柔軟な制度の運用を図ってまいります。そして、県、地元自治体の皆様とともに、地域の商工会議所や商工会等も含む様々な支援機関とも今まで以上に連携をして、復興施策を力強く推進してまいりたいと考えております。

最後に、賠償についてでございます。県内の住民の方々や農畜産物への賠償については、東京電力に対して被害者の方々に寄り添いながら個別の事情をよく伺って、丁寧な対応を行っていきまして、被害の実態に見合った適切な賠償を行うようにしっかり指導してまいります。

以上です。

○輿水復興副大臣 続きまして、今井復興大臣政務官から回答をお願いいたします。

○今井復興大臣政務官 復興大臣政務官の今井絵理子です。

立谷市長より心のケアについて御意見をいただきました。復興庁では被災者支援総合交付金により子供の心のケアセンターを設置して、子供たちや保護者を支援する自治体の取組を支援しております。引き続き令和8年度予算要求をはじめ、被災地の皆さんの状況を丁寧に伺いながら、きめ細かく対応できる予算となるように取り組んでまいります。

下山田副市長より防災庁のいわき市への設置について御意見をいただきました。防災行政は一義的には内閣府が担当しているところであります。今年の4月にも瀬戸内閣府副大臣に、いわき市への設置について御要望いただいたと承知しております。この協議会でも御要望があったことについて関係省庁にお伝えしてまいります。

私からの回答は以上でございます。

○輿水復興副大臣 それでは、私からもお答えを申し上げます。

杉岡村長より、主要幹線道路とアクセス路の早期整備について御意見をいただきました。常磐自動車道、東北中央自動車道に残る2車線区間に加えて、国道399号などのふくしま復興再生道路へのアクセス路におきましては、現在、関係者において利用状況等を踏まえて

検討をされていると聞いているところでございます。御要望につきましては、国土交通省にしっかりと伝えさせていただきます。

室井市長より中間指針見直しについて御意見をいただきました。中間指針は原子力損害賠償紛争審査会において被害の実態を踏まえ、様々な観点から検討をされているものと認識をしているところでございます。東京電力が賠償を実施するに当たっては、個別の事情をよく伺って丁寧な対応を行い、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速に行うことが重要と考えてございます。よろしくお願いいたします。

また、立谷市長より放射線に関する情報発信について御意見をいただきました。私からもお答えさせていただきます。放射線の正しい理解醸成につきましては、風評被害対策タスクフォースにおいて、今年4月に公表した対策パッケージにも位置づけました。引き続き対策パッケージや風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、関係省庁と一体となって取り組んでまいります。また、復興庁といたしましては、妊産婦向けのパンフレットを配付しているほか、児童生徒向けのアニメーション動画を配信するなど、幅広い世代に対して情報発信を行ってまいります。

私からは以上でございます。

御意見に対する国からの回答は以上とさせていただきます。

ここで内堀知事から御挨拶をお願いいたします。

○内堀福島県知事 改めまして、この福島復興再生協議会が本当に重要な役割を担っている大切な会議だということを実感しています。復興大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣官房副長官、各省庁の副大臣、政務官、そして各省庁の官僚の皆さんが東京ではなく、ここ福島の地に足を運んでいただきました。

そして、我々福島サイドの様々な悩み、苦しみ、不安、あるいは今後に向けての展望に真剣に耳を傾けて聞いていただき、その上で今後の政府の方向性を示していただいたことに心から感謝を申し上げます。

明日にも、令和8年度の国の予算、概算要求が示されるかと思います。まず令和8年度予算において、国は福島の思いを踏まえこれをやるよということを示していただき、また年末の本予算において、それがしっかりと予算編成されることを期待しています。

こういった国の皆さんと力を合わせ、福島県、市町村、関係団体が力を合わせて、この福島の復興をさらに前進させていきたいと思っております。皆さん、本当にいつもありがとうございます。

○奥水復興副大臣 それでは、最後に、伊藤復興大臣から締めくくりの御挨拶を申し上げます。

○伊藤復興大臣 本日は、内堀知事をはじめ、福島の復興・再生に懸命に取り組んでおられる皆様方から貴重な御意見をいただきましたこと、まず、皆を代表して御礼を申し上げます。ありがとうございます。

皆様のお話をお伺いして、復興の状況や課題は地域によって様々であり、今後とも中長

期的に対応していくことが重要であると改めて再確認させていただけたと思います。いただいたお話をしっかりと受け止めて、今日、内堀知事からいただいたキーワードの一つ、復興への挑戦に政府一丸となって取り組んでまいりたい、かように考えております。

原発事故は、特別なことから、復興・廃炉を考えると、相当の時間を要するであろうと考えられます。内堀知事を中心として、福島県民の皆さん、さらには被災者となられた住民の皆さんの御意見をしっかりとお伺いし、政府として長期的に絶対に不安のないように責任貫徹をしてまいりたいと思います。どうか今後ともよろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

5. 閉会

○興水復興副大臣　ありがとうございました。

本日の会議資料につきましては全て公表とし、また、議事につきましては構成員の確認をいただいた上で、復興庁ホームページにおきまして速やかに公表させていただきます。会議の内容につきましては、この後、記者会見におきまして伊藤復興大臣からブリーフィングを行います。

本日の会議は、これで終了させていただきます。

長時間、大変ありがとうございました。